

議会運営委員会

視察調査結果報告書

令和5年度

大津市、宇都宮市

7月18日～20日

日 程 (令和5年)	7月18日～7月20日（3日間）	
調査都市	大 津 市 宇 都 宮 市	
視 察 参 加 者	委 員 長 副委員長 委 員	伴 良 隆 村 上 ゆうこ 川 田ただひさ 中 川 賢 一 村 山 拓 司 松 原 淳 二 前 川 隆 史 わたなべ泰 行 丸 岡 守 幸
	随 行 書 記	木 村 公 彦 伊 藤 友 介
調 査 項 目	1 議員定数・議会構成等について 2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について 3 議会のICT化について	

大津市議会の主な特徴

本会議における質疑・質問

□質疑・質問の形態

- ・質疑・一般質問：一人当たり60分の持ち時間の中で質問（答弁時間を含む）
- ・代表質問：交渉会派が行う。質問時間は会派の構成人数に応じて以下のとおり（答弁時間は含まず）

所属議員11人以上：50分

所属議員3～10人：40分

- ・一問一答制を採用（一括、分割との選択制）



予算・決算の審査方法

□予算・決審査委員会の設置形態

- ・議長を除く全議員が予算決算常任委員会に所属し、副議長が委員長、議会運営委員会委員長が副委員長を務めている
- ・審査に当たっては、総務、教育厚生、生活産業、施設の分科会に分担して行っている



議会のICT化

平成24年9月の議場放送設備の故障を契機に「議会のICT化」の促進を決定し、平成25年度に議場のICT化改修を実施

平成26年11月からは、議会運営の効率化や更なる見える化を進めるため、タブレット・議会システムを導入

その後、タブレット端末の更新やオンライン委員会の実現などを進めている

□タブレット端末の活用

- ・グループウェア(サイボウズ)を導入し、会議資料のクラウド保存、執行部報告事項の即時配信を実施
- ・会議同期システム(スマートセッション)を導入し、ペーパーレス化を実施
- ・タブレット(iPad第6世代)を使用し、災害など非常時の活用や、議員個人のSNS発信、調べもの等にも活用しており、その通信料は、議員個人と政務活動費で1/2ずつ負担
- ・議会フロアは複数個所にWi-Fi機器を設置し、タブレット等で通信が可能



□本会議場での対応

- ・150インチ大型スクリーンを設置し、電子採決では議員個人賛否を表示
- ・同スクリーンでは、議員の質疑・一般質問に関する資料投影を行い、市民に分かりやすい議事に貢献
- ・傍聴席に、支援モニターを設置。本会議の音声をAIで文字起こしするUDトークを利用し、聴覚障がい者でも議場での発言を理解可能に



□オンライン会議の現状

- ・R3.5に委員会をオンラインで開催できるよう条例を改正
⇒全14回(うち4回は体験を目的にオンラインで開催)実施。
- ・本会議におけるオンライン一般質問は、今年度の議長公約
- ・行政視察受入や、研修、各種団体との意見交換会、会派での会議などもオンラインで開催
- ・その他FaceBookでの議会広報、YouTubeへの投稿

宇都宮市議会の主な特徴

本会議における質疑・質問

□質疑・質問の形態

- ・ 一般質問では、議案に対する質疑と市の一般事務に関する一般質問は、併せて行う形態は、個人質問（一括質問方式、一問一答方式）と代表質問（3月定例会のみ）がある

□発言時間等の制限

・ 一般質問

1 定例会 4 日以内、1 日の発言者数は 4 人以内
1 年間の質問回数は、代表質問と個人質問を合わせて 1 人 2 回までとする

・ 個人質問

＜一括質問方式の場合＞

1 回の 1 人の質問時間は、当初質問は 30 分以内、再質問は答弁含め 15 分以内
再質問の途中で持ち時間が終了した場合は、その時点で質問が完結しているものについてのみ答弁

＜一問一答方式の場合＞

1 回の 1 人の質問時間は、質問、答弁、全てを含めて 75 分以内
再質問の途中で持ち時間が終了した場合は、一括質問方式と同様

・ 代表質問

3 人以上の議員が所属する会派は、3 月定例会で代表質問を行うことができる
代表質問は個人質問に先立って行う（質問形式・実施方法は、個人質問と同様）

・ 質疑

上程後、一般質問を経て、採決を行う議案に対する質疑は一般質問と併せて行う
一般質問日より前に先議する議案や追加提出議案に対する質疑、

及び臨時会における質疑の実施方法は、

ア 日程は、その都度、議会運営委員会で協議

イ 発言者数は、各会派 1 人以内とし、一般質問における 1 年間の質問回数には含まない

ウ 質疑の順番は、代表質問と同様とする

エ 質疑の形式は、一問一答方式のみとし、質疑・答弁の場所及び答弁の聴取場所は、個人質問の一問一答方式と同様とする

オ 質疑の時間は、議案の数にかかわらず 1 人につき質疑、答弁、全てを含めて 10 分以内



予算・決算の審査方法

□予算決算委員会

- ・ 予算特別委員会は設置せず、本会議から所管の各常任委員会に分割付託され審査
- ・ 本会議で決算審査特別委員会（一般会計、特別会計を審査）と企業会計決算審査特別委員会（上下水道事業、中央卸売市場事業を審査）を設置（4年の任期中、全議員が特別委員会を1回ずつ経験するよう委員を割り振り）

議会のICT化

□ICT推進会議の設置

- ・ タブレット端末利活用検討会にて、タブレット端末の導入など利活用に関する調査・検討を実施
- ・ 議会ICT化検討会にて、ICT推進方針の策定や新たな端末の導入など利活用促進を実施
- ・ 議会ICT推進プロジェクトチームにて、グループウェア（LINE WORKS）の導入やオンライン委員会の検討を実施

□タブレット端末の導入

- ・ LINEに操作性が似ており、個人のスマートフォンにもインストールし使用できるためLINE WORKSを活用し情報伝達を行っており、令和2年10月から無料版、令和4年4月から有料版を導入。会議の開催通知や行事等の出欠確認、災害発生時の安否確認や情報共有などに活用
- ・ タブレット端末を配付した平成27年12月から、会議資料等のデータをクラウドに格納できるsideBooksというシステムを導入し、令和4年12月定例会からは、紙資料を配付しないペーパーレス会議を実施
- ・ オンライン会議の実施に向け、ZOOMを使用し映像・音声をつなぎ会議を実施できるよう規定を整備



大津市議会での質疑応答

議会のICT化について

質問： オンライン化が進むことで、例えば育児や出産のある方など、女性も含めて担い手の確保の面でも影響はあるか。

回答： 条例上はオンラインの出席は、公務・災害・負傷・疾病・育児・看護・介護・配偶者の出産の補助・忌引その他のやむを得ない事情と、様々な理由で許されるという建付け。実際の例では、公務で東京に行くが、空いた時間に委員会にオンライン出席をすることも可能。

質問： 過去の防災訓練で、タブレットを使って写真を撮影して地域の被害の様子を共有したとの話があった。その場合は情報の選択をし、アウトプットしていく場面があると思うが、どのように情報を精査していったか。

回答： そういった事態があるとしたら議会局で情報を精査し、担当部局に共有することになる。訓練の中では、自分たちの選挙区の情報を取ってきて配信することができるという確認が主眼であり、精査をするということまでは追い付かなかった。

質問： タブレット以外に携帯電話やパソコンを議場に持ち込むことは可能か。議場で資料を使用する際の取扱いはあるか。

回答： 通信機器(携帯電話)は非常時の災害等の備えとして持ち込みが可能という取扱い。自宅などでは自由にスマートフォンなどで使用してもらっているが、議会ルールの中で、議場に持ち込む電子機器としてはタブレットとなっており、自身のパソコンを持ち込むことは原則できない。

資料を議場で使用するには議長の許可が必要。発言通告後に資料の使用許可を議長に判断してもらおう。出典元が分からないなど、データが不正確なものを出し直させることなどはある。出典元を書かないといけないとしており、一般市民の顔を分からないようにするなどのルールはある。

質問： 政治活動と個人の宣伝をYouTubeやFacebookなどで自由に行ってよいこととしているが、お金の出所と用途の線引きが気になる。政務活動費の使い方など各自治体の裁判の事例を見ても、裁判所はその線引きに厳しいと感じるが、その辺りの捉え方や整理はどうなっているのか。また、費用は政務活動費や議員報酬から出しているとのことだが、議員の月の負担額はいくらか。

回答： 政務活動費で購入するPCやマウスなどの電子機器は、用途を完全に縛ることはできないため、私費を半分、政務活動費半分なら、それを議員活動や政務活動に

使っていただいてよい、という一般的なルール。

これに対し公費を使ってしまうと、公用に使用するように縛りをかけることになる。日頃から持ち歩いていただけず、購入時点で公用にのみ使っている証明ができない。そういうこともあり、政務活動費と私費の2つでまかなっていただくのが本市のルール。他の自治体で完全に私費のタブレットを使うところや、逆に議場や委員会から持ち出せない自治体は公費で、ということもありえる。積極的に使って慣れて欲しいということもあり、本市では折半にしている。

なお、議員の負担額は月に約 2,000 円。全体で約 4,000 円のため、そこから政務活動費と私費で折半している。

質問： 議会での審議前に、理事者から議会へ事前説明する際は紙で行うのか。

回答： 会派への議案説明については、データではなく紙で行っている。ゆくゆくはデータで行いたい思いはあるが、そこまでに至っていない。他にも予算書などの予算資料は紙で作成しており、書き込みなどもあるため紙で行っている。

質問： 市民へのインターネットの配信のタイミングはリアルタイムなのか。また、速記を廃止したとのことだが、文字起こしのデータをどのように活用しているのか。

回答： 動画配信はリアルタイムで行っている。質疑のタイトルを用意しておいて、テロップをつけている。実際には 1, 2 分のタイムラグがあるが、テロップ作業で遅れるわけではなく通信の問題。テロップは詳細の文字ではなく質問者と質問の項目。

文字おこしは元からテープでとっていた。会議録は音声を業者に送って文字おこしをしてもらっている。文字おこしのソフトは庁内で統一したものはあるが、微妙なところもあるので、専門の業者をお願いしている。

質問： 2回目の令和元年の更新の際には、5年の間に他の自治体も含めて民間の事業者でもノウハウが蓄積されていったと思うが、他の事業者に変えていく議論はなく進んだのか。

また、理事者側との情報の共有ができれば望ましいが、理事者側とのやりとりの上でこのシステムを活用できるようになっているのか。

回答： 4年前の更新については、メッセージ機能という独自の機能があり極めて重宝しており、代替がないためこのシステムを継続した。来年の更新に向け、このままでいいのかなど話がある。各メーカーもいろんな機能があり、メッセージ機能が本当に必要なのかも含めて今まさに再検討している。通信料も議員に全部負担してもらうかも検討していく。

理事者との情報の共有について、格納はしているが、庁舎で使っているすべてのデータまでは格納されておらず、意思決定に使用するような資料までは格納していない。

宇都宮市議会での質疑応答

議会のICT化について

質問： LINE WORKS を使いこなせれば、オンタイムでいろんな情報をやりとりできると思うが、初めて導入した際に、年配の議員や経験の浅い議員が十分に使いこなせるのかが不安になったがいかがか。

回答： 導入当初は、年配の方など使い勝手が悪いと言う方もいた。LINE WORKS と他のメール機能を併用して使っており、徐々にメールから LINE WORKS に比重を置いて使う頻度を増やしていった。それにより徐々に慣れるようにしていった。有料版に変える頃には、使用について違和感なくできていたと思う。また、研修会を1年に1回程度実施しており、操作に不慣れな方に対して、外部講師を招いて研修を実施し、全議員が使えるようになった。事務局のサポートもあったと思う。

質問： H27から導入したと思うが、改選ごとに更新しているのか。カレンダーの機能で、携帯と連動して携帯からも登録等できるのか。

回答： 結果的に改選に伴って更新している。タブレットの使用年数が概ね4年と聞いており、その4年間のタイミングと改選期のタイミングが一緒のため、それに合わせて更新している。カレンダーは携帯から入れることは可能で、議員には推奨している。災害時にも使うことを前提に導入しており、災害はいつあるか分からないため、その際にこのタブレットを持っているかは分からない。事務局としては、議員に自身のスマートフォンに入れていただくことで、緊急な事象が起きても確認できるように推奨している。スマホでもパソコンでもタブレットでもどこでも入ることができる。

質問： 支払い方法というか、各議員で負担して政務活動費を利用しているのか。

回答： 全額公費で負担している。公費であっても持ち出して議会活動に使うことができる。YouTube を見てはいけない、ということはないが、それが議会活動につながるのであれば利用を認めている。性善説というか、議会活動に使っていることを前提に配付している。

質問： LINE WORKS を利用しているが、他のものと比較した結果、LINE WORKS のここが良いとなったのか。

回答： 新しくシステムを導入するにあたり、見慣れない画面だと慣れない議員が多いかと思うが、LINE WORKS は多くの人が使っている LINE と見え方が似ているというのが大きな決定の要因の一つ。また、サポート会社や代理店のような会社が近くにあり、サポートが充実している点も他のシステムではなく導入することを決定した理由の一つとなった。

質問： タブレットを渡しているが、視察や市民まわりや事務所などに行くこともあり、原局とのやりとりはどういう形になっているか。原局も LINE WORKS を使っているのか。オンラインで打ち合わせ等ができるようになっているのか。

回答： 原局は LINE WORKS を利用していない。やりとりする場合は、事務局が原局から資料をもらって、事務局から議員に渡している。

質問： 何期も当選される方もいるが、端末そのものは返すことになるのか。

回答： 再選された方はそのままタブレットを使い続けていただいている。落選されたり勇退された議員については、お預かりして初期化した上で新たな議員にお渡ししている。

質問： LINE WORKS で無料版から有料版に切り替えた時の決め手や、決め手となった機能は何か。

回答： 基本的に無料版と有料版で機能はあまり変わらない。使える要領の大きさが違う。無料版は送信トークや画像を併せて 1 ギガしか全体で使えずお試し版のようなもの。一番安い有料版でも 100 ギガが使えるようになるため、事務局としても LINE WORKS を周知の主体と考える中で、容量が1ギガを超えるというのは確実なため有料版にした。

質問： SideBooks の中でフォルダツリーの作り方というか、決まりやタイトルのつけ方等の手順書みたいなものは、事務局もしくは会派ごとに決めるのか、フォーマットみたいなものがあるのか。

回答： SideBooks のツリーの作り方は、事務局の中で使いやすさを考えた上で作っている。業者側からもこんな形で作るといいというサンプルを参考に作成している。今事務局が考えているのは、改選になり新しい ICT の会議体ができたら議員にアンケートを取りたい。SideBooks の階層が使いやすいかなどを実際にメインで使っている議員に聞くことで改善案を作っていきたい。

質問： SideBooks の会派の棚を事務局が全部管理しているとのことで、事務局が全部見ることができる状態ということか。

回答： 事務局が管理者権限を持っているので見えてしまう。

質問： 結果的に政務活動費の対象にしなかったのには、どういう議論があったのか。

回答： 導入当初の詳細は分からないが、タブレット端末の使用基準の中で、議会活動で使用することを前提とし、政務活動より議会活動で使用してください、ということとなっており、それであれば公費 100%だろうということになった。また、宇都宮市では政務活動費の按分ができない運用をしている。政務活動と私用が混在するグレーなものについてはダメとしていることもある。

質問： LINE WORKS にしてから、期限内の回答率や出席率は高まっているのか。

回答： 肌感覚では高まっている。期限内であっても誰が見ているか見てないかが分かるため、来庁されたタイミングでお話をするなどのサポートができる。またリマインドもできる。

札幌市議会運営委員会 視察調査票

（ 大 津 市 ）

1 議員定数・議会構成等について

(1) 法定数（平成23年自治法改正までのもの）及び条例定数（これまでの推移を含む）	・ 条例定数 38人 ・ 現 員 数 38人																																																																											
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">選 挙 年</th> <th style="width: 20%;">法 定 数</th> <th style="width: 20%;">条 例 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成3年</td><td>44人</td><td>40人</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>44人</td><td>40人</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>44人</td><td>38人</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>38人</td><td>38人</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>46人</td><td>40人</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>46人</td><td>38人</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td style="text-align: center;">/</td><td>38人</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td style="text-align: center;">/</td><td>38人</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td style="text-align: center;">/</td><td>38人</td></tr> </tbody> </table>	選 挙 年	法 定 数	条 例 定 数	平成3年	44人	40人	平成7年	44人	40人	平成11年	44人	38人	平成15年	38人	38人	平成19年	46人	40人	平成23年	46人	38人	平成27年	/	38人	令和元年	/	38人	令和5年	/	38人																																													
選 挙 年	法 定 数	条 例 定 数																																																																										
平成3年	44人	40人																																																																										
平成7年	44人	40人																																																																										
平成11年	44人	38人																																																																										
平成15年	38人	38人																																																																										
平成19年	46人	40人																																																																										
平成23年	46人	38人																																																																										
平成27年	/	38人																																																																										
令和元年	/	38人																																																																										
令和5年	/	38人																																																																										
(2) 選挙区毎の人口と議員条例定数及びその格差	（単位 人）																																																																											
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">選挙区名</th> <th style="width: 20%;">令和2年国勢調査人口</th> <th style="width: 15%;">現行議員定数</th> <th style="width: 15%;">議員一人当たりの人口</th> <th style="width: 15%;">人口比例議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市</td> <td>345,070</td> <td>38</td> <td>9,080</td> <td>38</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	選挙区名	令和2年国勢調査人口	現行議員定数	議員一人当たりの人口	人口比例議員定数	大津市	345,070	38	9,080	38																																																																	
選挙区名	令和2年国勢調査人口	現行議員定数	議員一人当たりの人口	人口比例議員定数																																																																								
大津市	345,070	38	9,080	38																																																																								
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">選挙区名</th> <th style="width: 20%;">議員一人当たりの人口</th> <th style="width: 15%;">格 差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	選挙区名	議員一人当たりの人口	格 差																																																																								
選挙区名	議員一人当たりの人口	格 差																																																																										

(3) 定数算定の基準、考え方	平成22年に特別委員会を設置して、合併により40人としていた定数について改めて議論し、厳しい財政状況を考慮し、また合併前の38人に戻しても民意は一定反映できるとの判断がなされ、現在に至る。																
(4) 議員定数の見直しについて	現時点で特になし																
(5) 会派構成	<table border="1" data-bbox="630 996 1428 1440"> <thead> <tr> <th data-bbox="630 996 1279 1048">会 派 名 称</th> <th data-bbox="1279 996 1428 1048">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="630 1048 1279 1099">新和会</td> <td data-bbox="1279 1048 1428 1099">9人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1099 1279 1151">湖誠会</td> <td data-bbox="1279 1099 1428 1151">7人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1151 1279 1202">市民ネット21</td> <td data-bbox="1279 1151 1428 1202">6人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1202 1279 1254">大津市議会公明党議員団</td> <td data-bbox="1279 1202 1428 1254">5人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1254 1279 1305">日本共産党大津市会議員団</td> <td data-bbox="1279 1254 1428 1305">4人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1305 1279 1357">大津維新の会</td> <td data-bbox="1279 1305 1428 1357">3人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1357 1279 1440">大津参政会、協生会、清正会、平和と市民自治</td> <td data-bbox="1279 1357 1428 1440">各1人</td> </tr> </tbody> </table>	会 派 名 称	人 数	新和会	9人	湖誠会	7人	市民ネット21	6人	大津市議会公明党議員団	5人	日本共産党大津市会議員団	4人	大津維新の会	3人	大津参政会、協生会、清正会、平和と市民自治	各1人
会 派 名 称	人 数																
新和会	9人																
湖誠会	7人																
市民ネット21	6人																
大津市議会公明党議員団	5人																
日本共産党大津市会議員団	4人																
大津維新の会	3人																
大津参政会、協生会、清正会、平和と市民自治	各1人																
(6) 交渉団体となる会派の条件設定	3人以上の議員で構成される会派																
(7) 議会運営委員の選出方法	<p data-bbox="571 1547 1484 1630">交渉会派の所属議員数によってドント方式により12人を選出している。</p> <p data-bbox="571 1688 831 1727">※現在の委員構成</p> <p data-bbox="571 1738 751 1776">新和会：3人</p> <p data-bbox="571 1787 751 1825">湖誠会：3人</p> <p data-bbox="571 1836 847 1874">市民ネット21：2人</p> <p data-bbox="571 1886 847 1924">公明党議員団：2人</p> <p data-bbox="571 1935 847 1973">共産党議員団：1人</p> <p data-bbox="571 1984 847 2022">大津維新の会：1人</p>																

2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について

(1) 本会議について																
ア 質疑・質問の範囲・形態	各通常会議で質疑・一般質問を行い（議員個人単位）、2月通常会議ではこれとは別に各派の代表質問を行っている。															
イ 人数・時間制限の有無	<p>質疑・一般質問：一人当たり60分の持ち時間の中で質問する。（答弁時間を含む）</p> <p>代表質問：交渉会派が行う。質問時間は会派の構成人数に応じて以下のとおり。（答弁時間は含まず）</p> <p>所属議員11人以上：50分</p> <p>所属議員3～10人：40分</p>															
ウ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び各部局長等が出席し、質問内容に応じていずれかが答弁している。また、コロナ禍以降は答弁者の随時の入退室を認めている。															
エ 一問一答制採用の有無	採用している（一括、分割との選択制）															
オ 質疑・質問が行われる本会議日数	<p>質疑・一般質問：概ね3～4日</p> <p>代表質問：概ね1日</p>															
カ 1日あたりの総質疑・質問時間	概ね6時間程度															
キ 令和4年度の質疑質問者数の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月通常 会議</th> <th>8月通常 会議</th> <th>11月通 常会議</th> <th>2月通常 会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質疑・一般 質 問</td> <td>31人</td> <td>31人</td> <td>33人</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>代 表 質 問</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>		6月通常 会議	8月通常 会議	11月通 常会議	2月通常 会議	質疑・一般 質 問	31人	31人	33人	26人	代 表 質 問				5人
	6月通常 会議	8月通常 会議	11月通 常会議	2月通常 会議												
質疑・一般 質 問	31人	31人	33人	26人												
代 表 質 問				5人												
ク 傍聴者への対応・市民への情報提供	<p>本会議の傍聴は自由となっており、受付簿も廃止している。当日の議事日程、発言順位表、傍聴のしおりなどを配布している。また議場傍聴席には聴覚障害者等のため、議場内のマイク音声を自動反訳し字幕として表示する傍聴支援モニターを設置している。</p> <p>本会議はインターネットでライブ中継と録画配信しており、スマホ等での視聴にも対応している。</p>															

(2) 予・決算審査の委員会について															
ア 設置形態	議長を除く全議員が予算決算常任委員会に所属し、副議長が委員長、議会運営委員会委員長が副委員長を務めている。審査に当たっては、総務、教育厚生、生活産業、施設の分科会に分担して行っている。														
イ 事前通告制の有無	無														
ウ 人数・回数・時間制限の有無	無														
エ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	担当部局長以下、説明に必要な職員が出席。(出席要求は課長職まで)														
オ 質疑を行う審査日数	各通常会議における各分科会で概ね半日～1日程度														
カ 令和4年度の質疑者数の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">決算 (令和4年3定)</th> <th colspan="2">予算 (令和5年1定)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質疑者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※通告制をとっていないため不明</p>		決算 (令和4年3定)		予算 (令和5年1定)						質疑者数				
	決算 (令和4年3定)		予算 (令和5年1定)												
質疑者数															
キ 傍聴者への対応・市民への情報提供	委員会の傍聴は自由としており、受付簿も廃止している。委員会資料は配布及び借覧。 インターネット中継は令和5年度に導入予定 (YouTube配信)														

3 議会のICT化について

貴議会における議会のICT化（タブレット端末の導入によるペーパーレス化、委員会のオンライン開催、その他施策・設備など）やその進め方について、ご説明いただきますようお願いいたします。

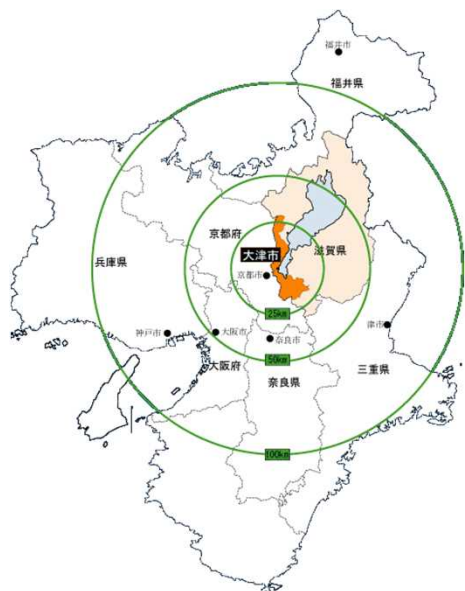
また、実際に使用しているタブレット端末について、ご紹介いただきますようお願いいたします。

大津市におけるICT化

- ・グループウェア（サイボウズ）導入により、会議資料のクラウド保存、執行部報告事項の即時配信を行っている。
- ・会議同期システム（スマートセッション）導入により、ペーパーレス化を行っている。
- ・上記システムの運用として、タブレット（iPad 第6世代）を使用している。
- ・タブレットについては、災害など非常時の活用のほか、議員個人のSNS発信、調べもの等にも活用しており、その通信料については、議員個人負担1/2と、政務活動費負担1/2としている。
- ・議会フロアは複数個所にWi-Fi機器を設置しており、タブレット等で通信が可能。
- ・議場には150インチ大型スクリーンを設置し、電子採決では議員個人賛否を表示できるようにしている。
- ・同スクリーンでは、議員の質疑・一般質問に関する資料投影も行っており、市民に分かりやすい議事に貢献している。
- ・R3.5に委員会をオンラインで開催できるよう条例を改正⇒全13回（うち4回は体験を目的にオンラインで開催）実施。
- ・本会議におけるオンライン一般質問については、今年度の議長公約となっている。
- ・行政視察受入や、研修、各種団体との意見交換会、会派での会議などもオンラインで開催。
- ・議場傍聴席に、大型モニターを設置。本会議の音声をAIで文字起こしするUDトークを利用し、聴覚障害者でも議場での発言を理解できるようにしている。
- ・その他FaceBookでの議会広報、YouTubeへの投稿なども行っている。



大津市議会のICT化の 取組について



北海道札幌市議会
議会運営委員会 様

経緯

平成24年9月 議場の放送設備が老朽化により故障

→ 議会活性化検討委員会で議会ICT化構想を追加し、議論を開始

平成25年5月 第1期議場改修工事

→ 議場音響設備を全面改修、赤外線マイク・電子採決システムを導入

平成25年9月 電子採決システムを試行導入

→ 予算決算常任委員会で試験導入

平成26年2月 第2期議場改修工事

→ 150インチの大型スクリーンを設置

→ 電子採決を議員の個別賛否表示システムにカスタイズ

平成26年5月 インターネット議会中継でタブレット・スマートフォンの視聴を開始

平成26年6月 議員の質疑・一般質問の「議場内補足資料」を投影

経緯

平成26年11月 タブレット端末導入開始

→ ペーパーレス化による経費節減と議会運営の効率化に寄与

平成27年4月 議会局フェイスブック運用開始

→平成27・28年度は約100件を投稿

**平成27年9月 市議会だよりのデジタルブック版
(タブレット・スマートフォン)の配信を開始**

平成28年3月議会局フェイスブックに動画の投稿を開始

平成29年4月 YouTubeチャンネルを開設

令和元年11月 タブレット機種更新

令和2年1月 新型コロナウイルス感染症の発生

令和3年5月 オンライン委員会実現

→令和3年、4年で14回

その後も様々な技術を取り入れつつ現在に至る

ICT化事業のきっかけは・・・

→ 平成24年9月
議場放送設備が故障

新年度予算の時期
事務局内で早急に協議

議会活性化検討委員会において、タブレット端末導入を視野に入れた「議会のICT化」の促進を決定



第一期: 議場内音響設備を全面改修

平成25年5月

赤外線マイクシステム、47型液晶モニター、
放送設備制御及び投票システムを導入

第二期: 150インチ電動大型スクリーンを設置

平成26年2月

議員の個別賛否表示にカスタマイズ



第一期 議場 ICT化改修

【工事時期・金額】

- 平成25年4月1日～同年5月上旬
- 物品入札→リース入札
- 2,650万円

【改修の主な概要】

◎ハード部門

赤外線マイク、ハイビジョンカメラ

◎ソフト部門

音声・テロップ・カメラの操作が一括可能なタッチパネルソフト
投票ソフト



→ 今後の議会のICT化を想定した改修

第二期 議場 ICT化改修

【工事時期・金額】

- 平成26年1月上旬～同年2月上旬
- 物品入札→リース入札
- 930万円

【改修の主な概要】

◎ハード部門

150インチ大型スクリーン、プロジェクター

◎ソフト部門

議員の個別賛否表示システム

→速記者を廃止

(年間110万円の節約)



議案第70号

議員総数		賛成	
36		30	
堀田 義久	八田 重男	近藤 重弘	伊藤 茂
伴 孝昭	中野 治郎	津田 新三	山本 哲平
竹内 基一	曾根 重夫	青山 三西郎	河井 昭成
横田 好雄	北村 正一	武田 平吉	竹内 義子
		泉 恒彦	伊藤 修利
		藤井 重英	杉山 泰子
			佐々木 松一
			塚本 正弘
			藤井 功
			意川 達
			船本 力

ICT化された議場

大型スクリーンとプロジェクターを設置。個別賛否システムを導入。
 タブレットやパソコンを使って資料や動画、個別賛否などの表示が可能に。

→ 市民に開かれた議会、分かりやすい議会に大きく寄与



【電動スクリーン】

議長席上の議場前面に150インチの電動スクリーンを設置。
 議員の質疑・一般質問時の資料提示及び議会BCP等、災害時に災害現場の動画等を投影が可能。
 3カメラによる映像を順次、切り替えることにより、議場の臨場感の向上に寄与。



【プロジェクター】

光度8500ルーメン クリアな映像の送出が可能に。



プロジェクター

【HDMI端子を配備】

質問席、演壇席、調整室にHDMI端子を配備。
 タブレットやパソコンを使って、
 動画や画像等を音声付で送出が可能に。

【ソフトウェア】

電子投票を発展。数字のみの賛否表示から議員の個別賛否の表示が可能。



電子採決システムで 議員の個別賛否を表示

議案ごとに各議員の賛否を公式記録として明示

→ 実施後、傍聴者が増加



議案第120号												
議員総数						賛成						
38						14						
桐田真人	八田憲児	近藤眞弘	津田新三	古尾谷雅博	藤井哲也	谷祐治	山本哲平	伊藤茂	岸本典子	黄野瀬明子	杉浦智子	
伴孝昭	中野治郎	竹内基二	青山三四郎	園田寛	清水ひとみ	佐藤弘	浜奥修利	河井昭成	石黒賢津子	佐々木松一	塚本正弘	
横田好雄	北村正二	武田平吾	竹内照夫	泉恒彦	仲野弘子	藤井重美	高橋健二	磯田英清	奥村功	草川肇	船本力	

平成25年9月通常会議
予算決算常任委員会全体会で試行導入

賛成・反対の数字のみ表示

平成26年2月通常会議
本会議で本格導入

全ての議員の個別賛否を表示

大型スクリーンによる議場の多角的活用

臨場感のある議会中継の映像をインターネットに配信
議会BCPへの対応や議会研修会にも活用しています



臨場感のある
議会中継が可能に



議場で災害対策会議の開催が可能に

個別賛否システム導入に伴い、議会広報紙とホームページにも記載

賛否の公表 [2月通常会議]

賛成・反対の双方があった議案などについてのみ表示します。(○…賛成、●…反対)

議案名	議員名	湖議会	市民ネット21	共産党	公明党	清正会	大志会	風新	伊新	議決結果
◆議員提案										
第7号										可決
◆市長提案										
第3号 (修正部分をなくす案)										可決
第3号 (修正案 竹内議員ほか提出)										否決
第3号 (修正案 日誌議員ほか提出)										可決
第4号 (修正部分をなくす案)										可決
第4号 (修正案 竹内議員ほか提出)										可決
第10号、第11号、第15号、第16号、第17号、第20号、第23号、第24号、第26号、第30号、第31号、第32号、第56号、第58号、第70号										可決

請願

2月通常会議に提出された請願3件の審査結果は次のとおりです。

◆ 不採択となったもの

- ▶ 「要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書」採択について
- ▶ 「子ども子育て支援新制度」導入にあたって、就学前子どもたちの保育・教育の充実を求めることについて
- ▶ 国民健康保険料を値上げしないことを求めることについて

※議長は、議決に加わらないためノとして表示

○…賛成、●…反対

議案名	議員名																			議決結果												
	竹内	津野	桐山	青木	近藤	園田	武田	八田	伴野	横田	奥村	磯村	船橋	河井	杉山	塚本	石黒	岸本	黄野		濱井	藤井	佐藤	清水	高橋	山本	泉	古尾	藤野	伊藤	新井	伊藤
請願第4号																																採択
意見書案第10号																																可決
意見書案第11号																																否決
意見書案第12号																																否決
意見書案第13号																																否決
意見書案第14号																																可決
意見書案第15号																																可決
意見書案第16号																																可決
意見書案第17号																																可決
意見書案第18号																																可決
意見書案第19号																																否決
意見書案第20号																																否決
意見書案第21号																																否決
決議案第2号																																可決

議案の議決結果 [2月通常会議]

2月通常会議に提出された議案と議決結果は次のとおりです。

議員提案	議案名	議決結果
議案第39号	議決基本条例の一部改正	可決(全員)
議案第40号	生活環境の保全と増進に関する条例の一部改正	可決(全員)
議案第41号	食品衛生法施行条例の一部改正	可決(全員)
議案第42号	病院事業の設置等に関する条例の一部改正	可決(全員)
議案第43号	水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正	可決(全員)
議案第44号	高齢者住宅条例の一部改正	可決(全員)
議案第45号、第48号	障害者総合支援法に基づく関係条例の一部改正	可決(全員)
議案第49号	住居基本法附則カードの取扱いに関する条例の一部改正	可決(全員)
議案第50号	印刷条例の一部改正	可決(全員)
議案第51号	手数料条例の一部改正	可決(多数)
議案第52号	区画整地条例の一部改正	可決(多数)
議案第53号	都市計画審議会条例の一部改正	可決(多数)
議案第54号	採用方法に係る河川管理施設等の構造の技術的仕様に関する条例の一部改正	可決(多数)
議案第55号	条例(河川)手数料条例の一部改正	可決(多数)
議案第56号	下水道事業条例の一部改正	可決(多数)
議案第57号	防災対策条例の一部改正	可決(多数)
議案第58号	工事現場の衛生管理関係条例(第2期)土壌調査	可決(多数)
議案第59号	製造業協会の組織(消防組)	可決(多数)
議案第60号	工場等協会の組織(消防組)第2期土壌調査	可決(多数)
議案第61号	条例(河川)衛生法の不適合者に対する取組方針	可決(多数)
議案第62号	指定管理者の指定(河川林)	可決(多数)
議案第63号	「北志賀川(公平)川がけ2段	可決(多数)
議案第64号	「川がけ2段川	可決(多数)
議案第65号	「北志賀川(公平)川がけ2段	可決(多数)
議案第66号	「(公平)北志賀川(公平)川がけ2段	可決(多数)
議案第67号	「北志賀川(公平)川がけ2段	可決(多数)
議案第68号	条例(外部監査)の組織	可決(多数)
議案第69号	条例(外部監査)の組織	可決(多数)
議案第70号	H25一般会計正予算(第1号)	可決(多数)
議案第71号	H25国民健康保険事業特別会計正予算(第4号)	可決(多数)
議案第72号	H25国民健康保険事業特別会計正予算(第1号)	可決(多数)
議案第73号	H25特別区特別会計正予算(第3号)	可決(多数)
議案第74号	H25特別区特別会計正予算(第3号)	可決(多数)
議案第75号	H25特別区特別会計正予算(第4号)	可決(多数)
議案第76号	H25特別区特別会計正予算(第4号)	可決(多数)
議案第77号	H25特別区特別会計正予算(第3号)	可決(多数)
議案第78号	H25特別区特別会計正予算(第2号)	可決(多数)
議案第79号	H25特別区特別会計正予算(第1号)	可決(多数)
議案第80号	議員定数条例の一部改正	可決(多数)
議案第81号	H25介護老人保健施設事業特別会計正予算(第2号)	可決(多数)
議案第82号	H25介護老人保健施設事業特別会計正予算(第2号)	可決(多数)
議案第83号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	可決(多数)
議案第84号	H25水道事業会計正予算(第4号)	可決(多数)
議案第85号	H25ガス事業会計正予算(第3号)	可決(多数)
議案第86号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置及び運営に関する条例の一部改正	可決(多数)
議案第87号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置及び運営に関する条例の一部改正	可決(多数)
議案第88号	指定児童福祉施設の運営について	可決(多数)
議案第89号	指定児童福祉施設の運営について	可決(多数)

← ホームページ

市議会だよりに掲載しきれない意見書の賛否や、全文をPDFにして公開

市議会だより →

全議案の議決結果と賛否を紙面に掲載



タブレット・議会システムの導入

議会運営の効率化・更なる見える化を進めるため平成26年11月に導入

- ・ タブレット⇒iPad
- ・ 議会通信環境の整備
- ・ グループウェア⇒サイボウズ
- ・ 会議同期システム⇒スマートセッション



【費用】 R1～R6契約は日立システムズ1社（当初のプロポーザル選定）

賃借物品(Wi-Fiモデルタブレット・通信機器)	4,039,200円
タブレット通信料（議員・議会局）	12,387,352円
議会用ネットワーク（光通信）	661,980円
グループウェア・会議同期システム (執行部アカウント含む)	12,744,600円

タブレット 機種について

iPad第6世代 セキュリティで選定

議員	セルラーモデル	38台
議会管理職	セルラーモデル	3台
委員会用	Wi-Fiモデル	10台
説明員用	Wi-Fiモデル	27台



- ・セルラーモデルの機種代金は通信料に含む
セルラーモデルの高速通信の上限7G
⇒議員が携帯する前提
⇒災害時をはじめ、常時連絡が可能
- ・議員は**政務活動費**と**私費**で折半
⇒メールやSNSをはじめ様々なアプリをインストール可能
⇒自らSNSへの投稿や、調査で活用
⇒オンライン会議でも活用



zoom



グループウェア



メッセージ機能（個人フォルダ）

- ・ 執行部からの急な報告も随時発信可能
⇒ 災害等急ぎの案件も即座に周知が可能
メッセージを送ったことは別途メールでお知らせ
- ・ 議員への資料・通告書なども送信可能
- ・ 過去のメッセージも確認できる

スケジュール機能

- ・ 日程確認がいつでも行える。
- ・ アプリを活用すれば当日にアラーム

ファイル管理機能

- ・ 会議資料、写真、動画、音声、会議録、職員録まで格納
- ・ 会議資料は10年間分を保存
⇒ 資料の修正が簡易に行える（会議の日程変更等にも対応）
⇒ 会派内の意見集約にも活用
- ・ 委員会の資料も格納後すぐに・どこででも閲覧いただける
⇒ 委員会の前々日に資料格納。予め確認してから委員会に出席

会議同期システム

- ・ 操作者の端末にあわせて、タブレットの画面が一斉に動作
 - ⇒どの資料が判りやすい
- ・ 委員会ごとに電子会議室を設置
- ・ 一瞬で指定ページを表示
- ・ 書き込みや保存も可能

- ・ 議場での一般質問の補足資料に活用
 - ⇒臨場感があり、オンライン中継でもはっきり見える
 - ⇒資料への書き込みで、ポイントが強調できる
 - ⇒議場出席者にも見えやすい
 - ⇒1 / 3 程度の議員が使用

- ・ 委員会での資料配布は原則不要
- ・ 本会議での補足資料配布も不要
 - ⇒経費の削減に



議会通信環境の整備

- ・ 会議同期システムには高速通信が必要
⇒ 執行部とは別に独自の光回線を導入
- ・ 対象は、議場・委員会室・会派控室
+ 総務課・市長公室
アクセスポイント 8 か所
- ・ これまで会派の通信環境は各会派が独自に契約を行ってきたが、議会独自の通信設備を設置したことにより、当該Wi-Fiを使う会派がほとんどに
- ・ 会派の会議や視察にも活用
- ・ オンライン会議の素地に



タブレット導入に当たって

使用ガイドラインを作成

遵守事項や使用制限を明記

遠隔操作で端末ロックやデータ消去が可能

盗難や紛失など万一に備えて、議会局から、遠隔操作による端末ロックやデータ消去が可能な端末管理

→システムは、エムオーテックス「LanScope An」を運用

3回の全体研修会を実施

研修会はレベルにあわせて実施。本会議・委員会に業者立会を仕様に含める。

→複数のシステムと業者が存在。一括して担当者を決めて迅速・柔軟な対応をとれる体制に

→令和5年も新人向けの研修を実施 必要のない方も

大津市議会防災訓練

～平成27年(2015年)11月4日実施～

議会BCPに基づく災害時行動訓練
タブレット(FaceTime)を活用した災害現場と
の情報共有化訓練を実施しました

災害の早期復旧・復興に向けて、二元代表制を担う議会としての役割を果たすため、タブレットを活用してリアルタイムに災害情報を収集・発信し、災害情報の共有化を図りました。

- 【内容】**
- ・議場外にいる議員は、災害現場を想定した現場からタブレットを使って写真を撮影
 - ・議場内にいる議員は、災害現場から配信されてきた写真を閲覧
 - ・配信された写真を大型スクリーンに送出し、会議(同期)システムで災害情報を共有
 - ・議場内にいる議員は、タブレットを使って議場外にいる議員へ返答



オンライン委員会の実現

令和2年4月 全国初 庁舎内クラスター発生
職員11人の集団感染⇒本庁舎を4/25から
5/6までの12日間、
ほぼ全面的に本庁舎での業務を停止



大津市では通年議会により4/30が会期終了日 5/18招集会議 予定
もう少し感染が遅かったら、招集会議を開催することができず、補正予算の
専決を認めざるを得なかった。

令和2年5月 議長公約にウェブ会議の実用化を掲げた
新議長が当選

令和3年1月 タブレット、通信設備などをフル活用
模擬本会議を実現

令和3年5月 オンライン委員会にむけ条例改正
委員が登庁できずオンライン委員会の実施
以降、計14回のオンライン委員会の開催



今後はオンライン本会議の実現を目指す

タブレット導入の効果

大幅な経費削減（紙、印刷、人件費等）

これ以上に・・・

議会・議員で情報の共有化
情報伝達の即時化
会議運営の効率化

に大きな効果！

→議員がフェイスブックを開設し、自ら積極的に発信

→政務活動費の領収書等の全面公開 市民に信頼される市議会へ

この結果・・・

議員の資質・ステップアップの向上

市民福祉の向上・市政の発展に

札幌市議会運営委員会 視察調査票

(宇 都 宮 市)

1 議員定数・議会構成等について

(1) 法定数（平成23年自治法改正までのもの）及び条例定数（これまでの推移を含む）	・ 条例定数 45 人 ・ 現員数 45 人																																																																													
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">選 挙 年</th> <th style="width: 20%;">法 定 数</th> <th style="width: 60%;">条 例 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">45人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">45人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成27年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">45人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成23年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">47人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 年	法 定 数	条 例 定 数	令和5年		45人	令和元年		45人	平成27年		45人	平成23年		47人																																																														
選 挙 年	法 定 数	条 例 定 数																																																																												
令和5年		45人																																																																												
令和元年		45人																																																																												
平成27年		45人																																																																												
平成23年		47人																																																																												
(2) 選挙区毎の人口と議員条例定数及びその格差	<p style="text-align: right;">(単位 人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">選挙区名</th> <th style="width: 20%;">令和2年国勢調査人口</th> <th style="width: 15%;">現行議員定数</th> <th style="width: 15%;">議員一人当たりの人口</th> <th style="width: 35%;">人口比例議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇都宮市</td> <td style="text-align: center;">518,757</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">11,527</td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">選挙区名</th> <th style="width: 35%;">議員一人当たりの人口</th> <th style="width: 15%;">格 差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	選挙区名	令和2年国勢調査人口	現行議員定数	議員一人当たりの人口	人口比例議員定数	宇都宮市	518,757	45	11,527																																																										選挙区名	議員一人当たりの人口	格 差								
選挙区名	令和2年国勢調査人口	現行議員定数	議員一人当たりの人口	人口比例議員定数																																																																										
宇都宮市	518,757	45	11,527																																																																											
	選挙区名	議員一人当たりの人口	格 差																																																																											
(3) 定数算定の基準、考え方	適正な定数の考え方について、本市議会における取り決め等はないが、議会制度検討会議における検討においては、人口規模別や面積別に見た他市議会議員数との比較や、常任委員会の適性人数などが論点となった。																																																																													

(4) 議員定数の見直しについて	<p>平成19年 45人→50人 1市2町の合併に伴う増 平成23年 50人→47人 議会制度検討会議の検討に伴う減 平成27年 47人→45人 同上</p>																						
(5) 会派構成	<table border="1" data-bbox="628 371 1426 916"> <thead> <tr> <th>会 派 名 称</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由民主党議員会</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>市民連合</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>公明党議員会</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>日本共産党宇都宮市議員団</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>うつのみや維新</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>清風クラブ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>宇都宮 立憲</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>未来への架け橋</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緑の地球</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参政党 政治参加を促す会</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	会 派 名 称	人 数	自由民主党議員会	19	市民連合	8	公明党議員会	6	日本共産党宇都宮市議員団	3	うつのみや維新	3	清風クラブ	2	宇都宮 立憲	1	未来への架け橋	1	緑の地球	1	参政党 政治参加を促す会	1
会 派 名 称	人 数																						
自由民主党議員会	19																						
市民連合	8																						
公明党議員会	6																						
日本共産党宇都宮市議員団	3																						
うつのみや維新	3																						
清風クラブ	2																						
宇都宮 立憲	1																						
未来への架け橋	1																						
緑の地球	1																						
参政党 政治参加を促す会	1																						
(6) 交渉団体となる会派の条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属議員が3人以上の会派 (改選ごとに各会派世話人会において協議の上、決定) 																						
(7) 議会運営委員の選出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各会派代表者会議において会派ごとの按分を協議・決定し、各交渉会派からの推薦により委員を選出 ※ 議員定数45名 ※ 宇都宮市議会委員会条例（抜粋） 第2の3 2 議会運営委員会の委員定数は、11人とする。 ※ 議会の運営に関する申合せ（抜粋） II 議会運営委員会に関する券 1 委員の推薦について 3人以上の議員が所属する会派は、議長に委員を推薦することができる。この場合、会派が推薦する委員の数は、会派に所属する議員数の比率による。 <p><現在の委員構成> 自民党（所属人数19人） 5人（委員長含む） 市民連合（所属人数8人） 2人（副委員長含む） 公明党（所属人数6人） 2人 共産党（所属人数3人） 1人 維新（所属人数3人） 1人</p> <p>そのほか、議長、委員外議員として、副議長と非交渉会派（5会派）から各1名が議運に出席</p>																						

2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について

(1) 本会議について ※ 感染症対策を行わない従来の対応について回答しています。	
ア 質疑・質問の範囲・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑・質問の範囲として、一般質問では、議案に対する質疑と市の一般事務に関する一般質問は、併せて行うこととしている。 ・ 形態は、個人質問（一括質問方式、一問一答方式）と代表質問（3月定例会のみ）がある。
イ 人数・時間制限の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の運営に関する申合せ（抜粋） <p>Ⅲ 本会議に関する件</p> <p>1 一般質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 一般質問の日程は、1定例会4日以内とする。 (4) 1日の発言者数は、4人以内とする。 (6) 6月定例会から翌年3月定例会までの1年間の質問回数は、代表質問と個人質問を合わせて1人2回までとする。 <p>2 個人質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 質問形式は、一括質問方式（当初は一括質問・一括答弁、再質問は一問一答）と一問一答方式のいずれかを選択する。 (2) 一括質問方式の実施方法は、次のとおりとする。 <p>ウ 質問時間</p> <p>1回の1人の質問時間は、当初質問は30分以内、再質問は答弁も含めて15分以内とする。ただし、再質問の途中で持ち時間が終了した場合、直ちに質問を中止し、その時点で質問が完結しているものについては、答弁を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 一問一答方式の実施方法は、次のとおりとする。 <p>ウ 質問時間</p> <p>1回の1人の質問時間は、質問、答弁、全てを含めて75分以内とする。なお、答弁も含めて時間内に終了するよう、時間管理には十分留意する。ただし、再質問の途中で持ち時間が終了した場合、直ちに質問を中止し、その時点で質問が完結しているものについては、答弁を行う。</p> <p>3 代表質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 3人以上の議員が所属する会派は、3月定例会で代

	<p>表質問を行うことができる。なお、代表質問は個人質問に先立って行う。</p> <p>(3) 質問形式及び実施方法は、個人質問と同様とする。</p> <p>4 質疑について</p> <p>(1) 上程後、一般質問を経て、採決を行う議案に対する質疑は、一般質問と併せて行う。</p> <p>(2) 一般質問日より前に先議する議案や追加提出議案に対する質疑、及び臨時会における質疑の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 日程は、その都度、議会運営委員会で協議する。</p> <p>イ 発言者数は、各会派1人以内とし、一般質問における1年間の質問回数には含まない。</p> <p>ウ 質疑の順番は、代表質問と同様とする。</p> <p>エ 質疑の形式は、一問一答方式のみとし、質疑・答弁の場所及び答弁の聴取場所は、個人質問の一問一答方式と同様とする。</p> <p>オ 質疑の時間は、議案の数にかかわらず、1人につき、質疑、答弁、全てを含めて10分以内とする。</p>
ウ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場には、市長、所管部長、教育長、消防長、上下水道事業管理者、代表監査委員、行政経営部次長が出席しており、一般質問の内容によっては、追加の出席要求で選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、会計管理者などが出席する場合もある。 ・ 答弁者は、一般質問の内容によって、執行部で決定している。市長ほか、所管部長等が答弁している。
エ 一問一答制採用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ あり（上記ア・イのとおり） 平成25年～
オ 質疑・質問が行われる本会議日数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 定例会 4 日以内
カ 1日あたりの総質疑・質問時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの制限はないが、上記ア・イのとおり質問時間で一般質問を行っている。
キ 令和4年度の質疑質問者数の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回臨時会（4/19） 2人（議案に対する質疑） ・ 第4回臨時会（4/28） 0人

	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問 <table border="1" data-bbox="639 210 1445 360"> <thead> <tr> <th>定例会</th> <th>第5回 (6月)</th> <th>第6回 (9月)</th> <th>第7回 (12月)</th> <th>第8回 (3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>15人</td> <td>11人</td> <td>16人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>	定例会	第5回 (6月)	第6回 (9月)	第7回 (12月)	第8回 (3月)	人数	15人	11人	16人	15人
定例会	第5回 (6月)	第6回 (9月)	第7回 (12月)	第8回 (3月)							
人数	15人	11人	16人	15人							
<p>ク 傍聴者への対応・市民への情報提供</p>	<p>○傍聴者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議資料のほか議案書や提案理由説明書をつづった閲覧用資料の貸し出しを行っている。 当日の議事日程、案件の上程がある日・採決が行われる日は案件の一覧表、一般質問日は当日の質問者の発言通告一覧を配付している。 <p>○市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 定例会の開催については、広報紙や市議会ホームページの日程一覧に掲載している。 議案等の審査結果については、広報紙や市議会ホームページに掲載している。 										

(2) 予・決算審査の委員会について ※ 感染症対策を行わない従来への対応について回答しています。	
ア 設置形態	<p>○予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議から所管の各常任委員会に分割付託され、審査を行う。 ※ 特別委員会等の設置はしていない。 <p>○決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議で決算審査特別委員会（一般会計、特別会計を審査）と企業会計決算審査特別委員会（上下水道事業、中央卸売市場事業を審査）を設置 （4年の任期のうちに、全議員がそれぞれの特別委員会を1回ずつ経験できるよう委員の割り振りを行っている）
イ 事前通告制の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
ウ 人数・回数・時間制限の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限なし
エ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	<p>○予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会ごとに所管の全ての部課長等が出席し、主に課長が予算の説明、委員の質疑・質問に対する答弁を行う。 <p>○決算</p> <p>決算審査特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 款ごとに関係する部課長等が出席し、主に所管課長が決算の説明、委員の質疑・質問に対する答弁を行う。 <p>企業会計決算審査特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道事業 所管の全ての部課長等が出席し、次長、所管課長、企業出納員が決算の説明し、主に所管課長が委員の質疑・質問に対する答弁を行う。 ・ 中央卸売市場事業 経済部（市場の所管部）の部次長、市場長・市場次長が出席し、主に市場次長が決算の説明、委員の質疑・質問に対する答弁を行う。

<p>オ 質疑を行う審査日数</p>	<p>○予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会ごとに1～3日間 (常任委員会に付託された案件の1つとして審査) <p>○決算</p> <p>※ 正副委員長互選を除く、特別委員会の開催予定日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算審査特別委員会 5日間 ・ 企業会計決算審査特別委員会 5日間
<p>カ 令和4年度の質疑者数の実績</p>	<p>※ 事業会計ごと、予算の款ごと(令和4年度は感染症対策のため款ごとではなく所管部局ごと)に説明・質疑を行っており、会議録を確認して質疑を行った回数を計上しているため、質疑者数には、同一の人物を複数回含む場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度決算審査特別委員会(5日間合計) 78人 ・ 令和4年度企業会計決算審査特別委員会 (感染症対策につき3日間の開催期間合計) 10人 ・ 令和5年度3月定例会中の5常任委員会で 予算に関する議案に対して質疑を行った人数の合計 43人 (総務10、厚生13、環境経済10、建設7、文教国体3)
<p>キ 傍聴者への対応・市民への情報提供</p>	<p>○傍聴者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会室の定員に応じて傍聴可能。予算を含む議案書や決算関係資料を傍聴用として閲覧に供している。 <p>○市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の開催については、広報紙や市議会ホームページの日程一覧に掲載している。 ・ 予算・決算に関する議案の本会議での審査結果については、広報紙や市議会ホームページに掲載している。

3 議会のICT化について

貴議会における議会のICT化（タブレット端末の導入によるペーパーレス化、委員会のオンライン開催、その他施策・設備など）やその進め方について、ご説明いただきますようお願いいたします。

また、実際に使用しているタブレット端末について、ご紹介いただきますようお願いいたします。

別添のとおり

宇都宮市議会

～議会のICT化推進の取組みについて～



宇都宮市マスコットキャラクター：ミヤリ

1. 本市議会の概要

【議員定数】

条例定数 45名，現員数 45名

【任期】

令和5年5月1日～令和9年4月30日

【年齢別議員数(令和5.7.19時点)】

年齢	25～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
人数	5	9	15	12	4

2. 宇都宮市議会における ICT化推進の取組について

- ① ICT推進会議の設置
- ② タブレット端末の導入
- ③ LINE WORKS（グループウェア）を活用した情報伝達
- ④ SideBooksを使用した情報提供
- ⑤ SideBooksを使用したペーパーレス会議の実施
- ⑥ オンライン会議の実施

3-1. ICT推進会議の設置①

- ・タブレット端末利活用検討会（H27.6～H31.2）
タブレット端末の利活用に関する調査・検討
- ・議会ICT化検討会（R1.6～R2.3）
タブレット端末の利活用促進に関すること
- ・議会ICT推進プロジェクトチーム（R2.3～R5.3）
ICT推進ロードマップにおける推進項目の検討

3-2. ICT 推進会議の設置②

タブレット端末利活用検討会

【主な実施内容】

- ・タブレット端末の導入
- ・タブレット端末による事務局からの情報提供の送付
- ・クラウドストレージサービスの導入・利活用の拡充
- ・ペーパーレス会議の試行

3-3. ICT 推進会議の設置③

議会 ICT 化検討会

【主な実施内容】

- ・新たなタブレット端末の導入
- ・宇都宮市議会 ICT 推進方針の策定
- ・宇都宮市議会 ICT 推進ロードマップの作成

3-4. ICT推進会議の設置④

検討テーマ	検討項目
端末の新たな利活用手法の検討	1 グループウェアの導入
	2 サイドブックス掲載情報の拡充
	3 執行部との連携
	4 災害時の活用
端末の本会議，委員会等での活用に向けた検討	5 本会議での活用
	6 委員会での活用
	7 会議システムの活用
議員の操作スキル向上策の検討	8 議員個々の意識向上
	9 議員に対する研修の充実
	10 議員による，議会ICT化に係る行政視察対応

3-5. ICT推進会議の設置⑤

検討テーマ	検討項目
ICT活用に係る議会内の環境向上	1 1 通信環境の整備
	1 2 議場モニターの設置
	1 3 事務局機器の向上
	1 4 本検討会に係る組織内容の見直し
その他の検討テーマ	1 5 タブレット端末に係る経費への政務活動費の充当
	1 6 議会ICT推進方針の策定
	1 7 SNSを活用した市民とのコミュニケーション
	1 8 タブレット端末使用基準等の見直し

3-6. ICT推進会議の設置⑤

議会ICT推進プロジェクトチーム

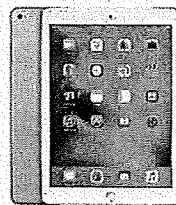
【主な実施内容】

- ・グループウェア（LINE WORKS）の導入
- ・災害時におけるタブレット端末の活用
- ・会議中の電子機器使用制限の解除
- ・オンライン委員会における要綱・マニュアルの作成
- ・定例会におけるペーパーレス会議の実施

4. タブレット端末の導入

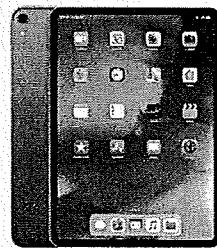
当初導入端末（H27.12～R1.11）

機種	iPad Air 2
容量	64GB
ディスプレイ	9.7インチ
カラー	シルバー
通信方法	Wi-Fi+Cellular



現在導入端末（R1.12～）

機種	iPad Pro
容量	64GB
ディスプレイ	11インチ
カラー	スペースグレイ
通信方法	Wi-Fi+Cellular



5-1. LINE WORKSを活用した 情報伝達について①

・導入の経緯

議員と事務局，議員間での連絡・調整・情報共有を円滑におこなうため，グループウェアの導入を検討した。

複数のグループウェアを比較した結果，LINE WORKSに導入を決定した。

・導入時期

令和2年10月 無料版のLINE WORKSを導入

令和4年 4月 有料版のLINE WORKSを導入

5-2. LINE WORKSを活用した 情報伝達について②

・導入理由

①多くの方が使用している「LINE」に見た目や操作性が似ている。

②マルチデバイス対応で，貸与しているタブレットと併用で個人のスマートフォンにもインストールして使用ができる。

③費用負担が少ない。

※現在は有料版を使用



LINE WORKS画面一例

5-3. LINE WORKSを活用した 情報伝達について③

・活用方法

- ①会議の開催通知等の周知
- ②式典などの出欠確認
- ③アンケート
- ④災害発生時の安否確認・情報伝達・情報共有
- ⑤オンライン会議実施の際の会議参加URLの送付 など

6-1. SideBooksを使用した 情報提供について①

・導入システム

Side Booksクラウド本棚（東京インタープレイ(株)）

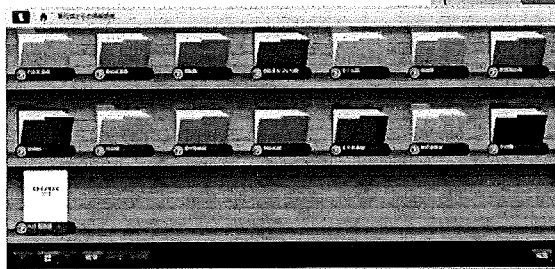
・導入時期

平成27年12月に初めて全議員に対し、
タブレット端末を配付した際に合わせて導入を行った。

6-2. SideBooksを使用した 情報提供について②

・導入理由

- ①タブレット端末の通信会社に関係なく利用できる
- ②ページ通知や手書きメモ機能があり、ペーパーレス会議も可能
- ③操作が簡潔で初心者にも使いやすい。
- ④費用負担が少ない。



サイドブックス画面一例

6-3. SideBooksを使用した 情報提供について③

・格納しているデータ

- ①議員必携・規則・マニュアル等
- ②会議資料（本会議資料、各種委員会資料など）
- ③政策立案・政策提言
- ④執行部からの情報提供資料
- ⑤会派用の個別資料の格納

7-1. SideBooksを使用した ペーパーレス会議の実施について①

・経緯

令和4年4月より会議中における電子機器の制限を原則解除とした



令和4年12月定例会において、紙資料を配付せずペーパーレス会議を実施した



今後、更なる効果的な運用方法について検証している

7-2. SideBooksを使用した ペーパーレス会議の実施について②

ペーパーレス会議を経て、議員から寄せられた改善意見

- ・会議中に使用できる操作マニュアルが欲しい
- ・2画面を同時に表示すると資料が小さくなり、読みにくい
- ・予算、決算関係資料は紙資料も併用させるべき
- ・充電環境が必要では
- ・モニターを設置してはどうか

8-1. オンライン会議の実施について①

経緯

地震・風水害の被災時や、感染症の拡大防止の観点から、同じ空間に参集することなくリアルタイムでの議論を可能とするオンライン会議について、早急に環境を整備していく必要があった



オンラインによる委員会の開催に係る例規の改正を進めた

8-2. オンライン会議の実施について②

改正時期

令和3年3月23日 本会議

委員会条例の一部改正案を可決（4月1日施行）

令和3年11月

オンライン委員会 参加マニュアル・要綱の作成

令和4年3月24日 本会議

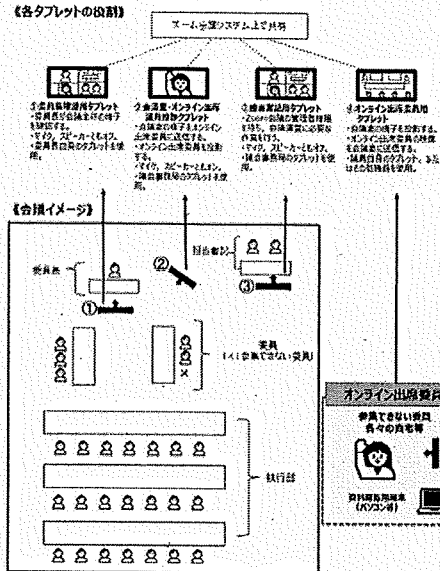
委員会条例の一部改正案を可決（4月1日施行）

実施手法

ZOOMを使用して、オンライン出席委員と映像・音声をつなぎ、会議を実施

8-3. オンライン会議の実施について③

開催イメージ



9. 今後のICT化に関する取組みについて

議会設備のICT化

- ・ 議場内の大型モニターの設置
- ・ 電子採決システムの導入
- ・ 聴覚障がい者等向け字幕表示設備の設置

ペーパーレス会議

- ・ より効率的、効果的な会議手法の検討

タブレット端末

- ・ 各議員の操作スキルの向上、機種更新に向けた検討

宇都宮市議会委員会条例

昭和31年9月17日条例第25号

最終改正 令和5年3月23日条例第1号

(常任委員会の設置)

第1条 本市議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 9人

ア 出納室、行政経営部、総合政策部、理財部及び消防局の所管に属する事項

イ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生常任委員会 9人

市民まちづくり部及び保健福祉部の所管に属する事項

(3) 子ども文教常任委員会 9人

子ども部及び教育委員会の所管に属する事項

(4) 環境経済常任委員会 9人

環境部、経済部及び農業委員会の所管に属する事項

(5) 建設常任委員会 9人

検査室、建設部、都市整備部及び上下水道局の所管に属する事項

(昭50条例28・全改、昭51条例35・昭51条例39・昭55条例29・昭59条例22・平3条例9・平8条例26・平8条例28・平10条例29・平11条例22・平15条例25・平16条例25・平17条例26・平18条例23—2・平19条例43・平20条例1・平22条例24・平23条例15・平24条例20・平27条例26・平28条例33・令2条例1・令5条例1・一部改正)

(常任委員の任期)

第2条の2 常任委員の任期は、選任の日から翌年において最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭36条例14・追加、昭38条例20・平26条例1・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第2条の3 本市議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員定数は、11人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平3条例37・追加)

(特別委員会の設置)

第3条 特別委員会は、必要がある場合に議会の議決で置く。

2 特別委員会の名称及び委員の数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平24条例45・一部改正)

(委員の選任)

第4条 議員は、一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び特別委員は、議長が会議にはかつて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

3 議会運営委員の選任は、議長の指名による。

4 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2第2項(常任委員の任期)の例による。

(昭34条例1・昭36条例14・平3条例37・平19条例43・平24条例45・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の任期による。

(昭38条例20・平3条例37・平19条例43・一部改正)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平19条例43・全改)

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会を代表し、議事を整理し、秩序を保持する。

(平3条例37・平19条例43・一部改正)

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
(委員長、副委員長の辞任)

第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(平3条例37・平19条例43・一部改正)

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第9条の2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(昭34条例1・追加, 平3条例37・平19条例43・一部改正)

(連合審査会)

第10条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

2 前項の場合、他の委員会から参加した委員は、討論、表決に加わることができない。

(昭34条例1・一部改正)

(分科会又は小委員会)

第10条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(昭34条例1・追加)

(委員会の公開)

第11条 委員会の会議は、これを公開とする。ただし、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いなくて委員会にはかつて決める。

(昭34条例1・平25条例53・一部改正)

(委員長及び委員の除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し発言することができる。

2 第19条の2第1項の規定により、情報通信機器を用いて映像と音声を送受信することにより相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して開催される委員会の会議に、オンラインによる方法で出席している委員長又は委員が、前項ただし書の規定により発言するときは、オンラインによる方法により行うものとする。

(令4条例1・一部改正)

(出席説明の要求)

第13条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者が、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議に出席することが困難であるときは、オンラインによる方法により出席することができる。

3 前項の規定による出席の手續、出席の確認その他必要な事項は、議長が別に定める。

(平12条例35・平成27条例26・令4条例1・一部改正)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第14条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出でなければならない。

(平3条例37・一部改正)

(閉会中の継続審査)

第15条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付し、委員長から議長に申し出でなければならない。

(所管事務の調査)

第16条 常任委員会が、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(平3条例37・平19条例43・平24条例45・一部改正)

(委員の派遣)

第17条 委員会が、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(招集手續)

第18条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(招集)

第19条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(会議の特例)

第19条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、委員会の全部又は一部の委員が委員会の会議に参集することが困難と認めるときは、あらかじめ議長と協議して、オンラインによる方法を活用して委員会の会議を開くことができる。

2 前項の場合において、オンラインによる方法により委員会の会議に出席した委員は、第21条、第26条第1項、第28条及び第39条の出席委員とする。

3 第11条第1項ただし書の規定にかかわらず、第1項の規定による委員会の会議は、秘密会とすることができない。

4 第1項の規定による委員会の会議の招集手続、出席の確認、表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令3条例2・追加、令4条例1・一部改正)

(会議中の委員会禁止)

第20条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議定足数)

第21条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りではない。

(委員の発言)

第22条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法をきめたときは、この限りではない。

(委員外議員の発言)

第23条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、当該委員会の委員でない議員に対しその出席（第19条の2第1項の規定による委員会の会議である場合においては、オンラインによる方法による出席を含む。）を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、当該委員会の委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否をきめる。

(令3条例2・一部改正)

(委員長の発言)

第24条 委員長は、委員長席で発言することができる。ただし、委員長が自ら討論しようとするときは、委員席につかなければならない。

- 2 委員長が討論したときは、その問題の表決が終るまで委員長席に復することができない。

(委員の議案修正)

第25条 委員が、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(表決)

第26条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員会報告書)

第27条 委員会が、事件の審査又は調査を終つたときは、委員長は、報告書をつくり、多数意見者の署名を付して議長に提出しなければならない。

(昭36条例14・一部改正)

(少数意見の報告書)

第28条 委員会において少数で廃棄された意見を議会に報告しようとする委員は、少数意見報告書をつくり、出席委員1人以上の賛成者を連署して、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第29条 何人も会議中はみだりに発言し、又は騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第30条 委員会において、法、宇都宮市議会会議規則(昭和34年議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序をみだす委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平3条例37・一部改正)

(傍聴の取扱い)

第31条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

- 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平25条例53・全改)

(公聴会開催の手続)

第32条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする事件を公示する。

(参加者)

第33条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び事件に対する賛否を、その委員会に申し出でなければならない。

(公述人)

第34条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

(公述人の発言)

第35条 公述人が発言しようとするときは、委員長長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(昭34条例1・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第36条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人)

第37条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合はこの限りでない。

(参考人)

第37条の2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする事件を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第35条(公述人の発言)、第36条(委員と公述人の質疑)及び第37条(代理人)の規定を準用する。

(平3条例37・追加)

(書記)

第38条 委員会に書記を置く。

- 2 書記は、委員長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

(記録)

第39条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(昭36条例14・令2条例1・一部改正)

(会議規則との関係)

第40条 前各条に定めるものを除く外、委員会の会議について必要なことは、会議規則による。

(昭36条例14・旧第41条繰上、平3条例37・一部改正)

(補足規定)

第41条 前各条に定めるものを除く外、委員会の会議について必要な規定は、委員会において定めることができる。

(昭36条例14・旧第40条繰下)

附 則 (抄)

1 この条例は公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成24年3月23日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日条例第45号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(施行日 平成25年3月1日)

附 則 (平成25年10月1日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改定規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第13条の規定は適用せず、この条例による改正前の第13条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月23日条例第33号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(委員に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市議会委員会条例(以下「旧条例という。」)の規定に基づき在職する文教国体常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の宇都宮市議会委員会条例(以下「新条例という。」)の規定に基づく子ども文教常任委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく文教国体常任委員会の委員の残任期間とする。

(継続調査事件に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく厚生常任委員会に議会閉会中の継続調査事件として付託されている案件のうち子ども部に係るもの及び文教国体常任委員会に議会閉会中の継続調査事件として付託されている案件のうち教育委員会に係るものについては、新条例の規定に基づく子ども文教常任委員会に付託されたものとみなす。

宇都宮市議会オンライン委員会の会議の招集手続等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市議会委員会条例（昭和31年条例第25号。以下「条例」という。）第13条第3項及び第19条の2第4項に基づき、同条第1項の規定によるオンラインによる方法を活用して開く委員会の会議（以下「オンライン委員会」という。）の招集手続、出席の確認、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席委員及びオンライン出席説明員の遵守事項)

第2条 オンライン委員会にオンラインにより出席する委員（オンライン委員会を進行する委員を除く。以下「オンライン出席委員」という。）及びオンラインにより出席する説明員（以下「オンライン出席説明員」という。）は、現に委員会室（委員会の会議を開く場所をいう。以下同じ。）に参集している状態と同様の環境を確保するため、映像及び音声の送受信により委員会室の状況を常に認識しながら通話できるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (2) オンライン出席委員及びオンライン出席説明員が現にいる場所は壁や扉で区画されているものとし、その場所に当該委員及び当該説明員以外の者を入れないこと。
 - (3) 円滑な委員会運営に支障を与えるような映像や音声が入り込まないようにすること。
 - (4) 第3条第2項に規定する必要な情報通信機器等の使用については、宇都宮市議会タブレット端末使用基準第5条から第10条までの規定に準拠すること。
 - (5) 第3条第5項に規定する必要な情報通信機器等の使用については、宇都宮市議会タブレット端末使用基準第5条から第8条までの規定に準拠すること。
- 2 オンライン出席委員及びオンライン出席説明員は、開会予定時刻の30分前までに、オンライン委員会で使用する情報通信機器による通信が良好であることを、書記を通じて確認するものとする。

(必要な機器の設置等)

第3条 委員長は、オンライン委員会の運営に必要な情報通信機器等を委員会室に設置する。

- 2 オンライン出席委員は、オンライン委員会において、本市議会が貸与したタブレット端末及びその通信のために契約した回線のほか、必要な情報通信機器等を使用することができる。
- 3 書記は、オンライン委員会の運営の支援に必要な情報通信機器を使用し、及び第1項の情報通信機器等を運用する。
- 4 第2項の情報通信機器等の使用に必要な経費については、本市議会が貸与したタブレット端末及びその通信のために契約した回線を使用する場合に必要な経費は公費負担と

し、その他の情報通信機器等を使用する場合に必要な経費は当該機器等を使用するオンライン出席委員の負担とする。

- 5 オンライン出席説明員は、オンライン委員会において、必要な情報通信機器等を使用することができる。

(招集手続)

第4条 委員長は、条例第19条の2第1項の規定によりオンライン委員会の開会を決定したときは、所属委員及び説明員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(オンラインによる開会、出席の申出)

第5条 前条によりオンライン委員会の決定がされていない場合において、オンラインにより出席することを希望する委員又は説明員は、委員会の会議の2日前（市の休日を除く。）の午後1時まで、委員長に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 前条の通知を受領した委員（前項により申し出た委員を除く。）又は説明員が、オンラインにより出席することを希望するときは、オンライン委員会の前日（市の休日を除く。）の午後1時まで、その旨を委員長に申し出なければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、前各項の期限を過ぎてなされた申出について、やむを得ない事情があると委員長が認めるときは、前各項に基づく申出として取り扱うことができる。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、委員会の開会日程、会議の運営等について、委員長が議長と協議して定めるものとする。

- 4 委員長は、前3項の申出に相当の理由があると認めるときは、オンラインによる出席を認めるものとする。

(委員長等のオンライン出席)

第6条 オンライン委員会に出席する委員長は、委員会室に参集するものとする。

- 2 委員長が委員会室に参集できないときは委員会室に参集している副委員長が、委員長及び副委員長がともに参集できないときは委員会室に参集している年長の委員が、オンライン委員会を進行するものとする。

- 3 委員がいずれも委員会室に参集できないときは、委員会の開会日程、会議の運営等について、委員長が議長と協議して定めるものとする。

(オンライン出席の確認)

第7条 オンライン委員会の開会時に、進行委員（委員長又は前条第2項の規定に基づき、オンライン委員会を進行する委員をいう。以下同じ。）がオンライン出席委員本人の映像及び音声を確認できるときは、当該委員は条例第19条の2第2項に規定する出席委員とする。

- 2 委員会の開会中に進行委員がオンライン出席説明員本人の映像及び音声を確認できるときは、当該説明員は委員会に出席しているものとする。

- 3 委員会の開会中に、オンライン出席委員及びオンライン出席説明員の映像又は音声の

いずれかの接続を進行委員が確認できないときは、退席したものとみなす。

(退席及び除斥)

第8条 進行委員は、オンライン出席委員が、表決に当たって退席する意思を示したとき又は条例第12条に規定する事件に該当するときは、一時的に映像及び音声の送受信を停止する措置を講じるものとする。

2 進行委員は、オンライン出席説明員を退席させるときは、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じるものとする。

(発言機会等の確保)

第9条 進行委員は、オンライン出席委員が質疑及び意見（以下「質疑等」という。）を発言しているときに、通信環境の悪化等により質疑等を行うことができないときは、他の委員に質疑等を行わせることができる。

2 前項の規定により質疑等を行うことができなかったオンライン出席委員の通信環境が改善されたときは、当該委員の質疑等の取扱いについて、進行委員が委員会に諮って決める。

3 オンライン出席委員の通信環境の悪化等により、当該委員が行った質疑に対する説明を聞くことができないときは、進行委員は、説明を保留させ、他の委員に質疑等を行わせることができる。

4 前項の保留の後、同項の委員の通信環境が改善されたときは、進行委員は、保留させた説明を求めるものとする。

(表決の方法等)

第10条 進行委員は、宇都宮市議会会議規則（昭和34年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第70条第1項の規定に基づき表決を採ろうとするときは、同項の規定にかかわらず、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。

2 進行委員は、会議規則第75条に基づき問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に対し、同時に諮るものとする。

3 オンライン出席委員は、通信環境の悪化等により、委員本人の映像又は音声のいずれかを進行委員が確認できないときで、相当な時間を経過しても通信環境が改善されないときは、表決に加わることができない。

4 前項の規定により、オンライン出席委員が加わることができなかった表決について、委員会の開会中に通信環境が改善されたときは、改めて表決を行うかどうか、進行委員が委員会に諮って決める。

5 オンライン委員会においては、選挙及び表決は、投票により行うことができない。

(委員外議員及び紹介議員の取扱い)

第11条 条例第23条第1項により出席を求められた委員外議員又は会議規則第80条第2項により出席を求められた紹介議員がオンラインにより会議に出席しようとする場合については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前条の通知を受領した委員（前項により申し出た委員を除く。）又は説明員」とあるのは「委員外議員又は紹介議員」と、同条第3項中「前2項」とあり、及び「前各項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 第2条第1項、第3条第2項及び第4項、第7条第2項及び第3項、第8条第2項、第9条第1項及び第2項並びに第14条第1項及び第2項の規定は、オンラインによりオンライン委員会に出席する委員外議員又は紹介議員について準用する。この場合において、第9条第1項中「質疑及び意見」とあり、及び「質疑等」とあり、並びに同条第2項中「質疑等」とあるのは「条例第23条第1項に定める発言又は会議規則第80条第2項に定める説明」と読み替えるものとする。

（傍聴議員の取扱い）

第12条 オンライン委員会の傍聴を希望する議員は、オンラインによる傍聴を希望する日の前日（市の休日を除く。）の午後1時まで、委員長に申し出なければならない。ただし、期限を過ぎて申出があった場合において、委員長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

2 前項の申出をした議員は委員長の指定する方法で会議を傍聴することができる。

（会議資料の取扱い）

第13条 オンライン委員会で使用する資料は、サイドボックスに掲載するものとする。

（秩序保持）

第14条 オンライン委員会において、条例第30条第1項に定めるもののほか、この要綱に違反して委員会の秩序を乱す委員があるときは、進行委員は、同項の規定に基づき、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 オンライン出席委員が、前項の規定による命令に従わないときは、進行委員は、当該委員に対して、音声の送受信を停止することにより条例第30条第2項の発言の禁止の措置を、映像及び音声の送受信を停止することにより同項の退場の措置を講じることができる。

3 第12条の規定に基づきオンラインにより傍聴する議員又はオンライン出席説明員が委員会の秩序を乱すときは、進行委員は、前項の規定に準じて必要な措置を講じることができる。

附 則

この要綱は、令和3年11月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から適用する。